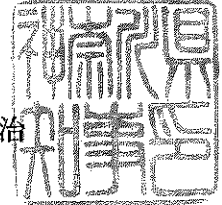


水第 1068 号
令和 5 年 4 月 18 日

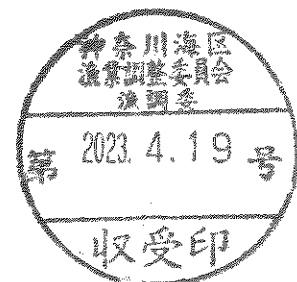
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

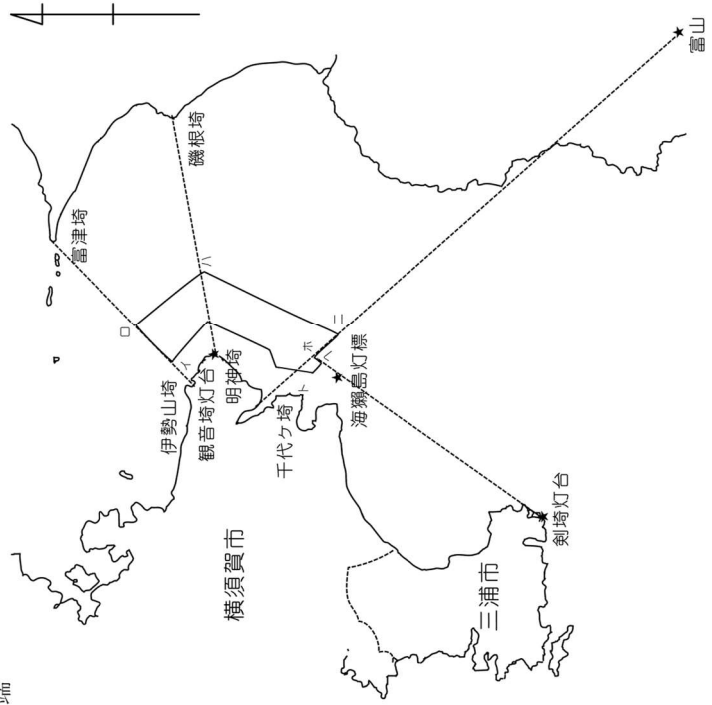
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可すべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
くえるまび網漁業	4	定めなし	共第2号共同漁業権の漁場の区域。ただし、共第1号共同漁業権の漁場の区域及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	4月1日から12月31日まで	南上市上漁地に漁地を有し、かつ、共第2号共同漁業場の区域において三枚網を営む当該漁業の	なし	令和5年4月29日から同年5月28日まで	令和5年5月30日から令和5年10月24日まで

<p>か 及 い 的 る 網 漁 業</p>	<p>1</p>	<p>同上</p>	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域</p> <p>イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端</p> <p>ロ イと千葉県富津市富津崎突端を結んだ直線上イから3000メートルの所</p> <p>ハ 横須賀市観音崎灯台と富津市磯根崎突端を結んだ直線上観音崎灯台から3300メートルの所</p> <p>ニ 横須賀市明神崎突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神崎突端から4000メートルのところ</p> <p>ホ 明神崎突端とニを結んだ直線と三浦市剣崎灯台と海獺島灯標を結んだ直線の延長線との交点</p> <p>へ 横須賀市千代ヶ崎突端から真方位139度18.2分の直線と、海獺島灯標とホ</p>	<p>8月1日から翌年3月31日まで</p>	<p>忍 て 受 け る 者 の 受 け る 者</p> <p>横須賀市 嶋居に漁 業根拠地 を有して いる者</p>	<p>1 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。</p> <p>2 漁具の規模の限度は次のとおりとする。</p> <p>(1) 目合9 cm以上</p> <p>(2) 網の高さ3 m以下</p> <p>(3) 網1反の長さ70 m以下</p> <p>(4) 1隻の網の使用反数15反以下</p>	<p>同上</p>	<p>令 和 年 6 月 27 日 か ら 令 和 年 6 月 13 日 ま で</p>
--	----------	-----------	--	------------------------	---	---	-----------	--

操業区域

- 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域
- イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端
- ロ イと千葉県富津市富津埼突端を結んだ直線上イから3000メートルの所
- ハ 横須賀市観音埼灯台と富津市磯根埼突端を結んだ直線上観音埼灯台から3300メートルの所
- ニ 横須賀市明神埼突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神埼突端から4000メートルの所
- ホ 明神埼突端とニを結んだ直線と三浦市剣埼灯台と海瀬島灯標を結んだ直線の延長線との交点
- へ 横須賀市千代ヶ崎突端から真方位139度18.2分の直線と、海瀬島灯標とホを結んだ直線との交点
- ト 千代ヶ崎突端



漁業種類	許可は認められる者の数(人)	推進機の馬力数	操業区域	漁業時期	許可業者の資格	(規則第14条第1項により許可時に付加するの認可条件)	許可起す期間	許可の有効期間
ひらめ、すいたい、すき網漁業	1	定めなし	中の瀬航路3号ブイと同4号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬Bブイと同Cブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで ただし、たい、すきを目的とする場合は5月1日から12月31日まで	横須賀市漁業根拠地を有している者	1 網の目合は次のとおりとする。 (1) ひらめを目的とするもの15cm以上 (2) たい、すきを目的とするもの9cm以上 2 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	令和5年4月29日から同年5月28日まで	令和5年6月27日から令和7年7月31日まで
めばる一枚網漁業	同上	同上	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位130度58.2分の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	同上	1 網の目合は6センチメートル以上とする。 2 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	同上	令和5年6月27日から令和7年7月31日まで